

平成23年12月14日

金融庁総務企画局企画課
信用制度参事官室 殿

公益財団法人 公益法人協会
理事長 太田達男

一般法人が行う奨学生育英事業等に係る貸金業法改正に関する要望について

ご高承の通り、今般の公益法人制度改革は、公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的として、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業を適正に実施しうる公益法人を認定する制度を設けるものであり(認定法§1)、従前の民法第34条に基づき設立された法人(特例民法法人)は、当面存続し5年間の移行期間中に公益法人への移行(整備法§44)または一般法人への移行(同法§45)が制度として予定され現にその実施の最中にあります。

特例民法法人中、奨学金の無利子による貸与等を中心とする公益事業を実施してきた法人は、戦前戦後を通じ困窮している一般家庭における、優れた人材を発掘し、その育成確保に資金面等で援助することにより、日本の現在の発展の礎を作ったものであり、現在でもその意義は全く失われていません。むしろ昨今の経済情勢を考えるとその意味を増しているといえましょう。この事業はいわば公益目的事業の原点であり、先進英米等の諸外国においても公益目的事業の主要分野の一つです。

しかしながら、今般の改革にあたり、公益法人への移行が当然視されるこの分野における特例民法法人において、その育英事業等の主たる原資が不動産の運用等による収益である場合等においては、その資金原資の特殊性から公益目的事業比率の規制(認定法§58、同法§15)をクリアできない法人があり、一般法人へ移行せざるを得ないものが生じています。(この問題は、認定法自体の問題でもあり、これに対して当協会はその改正の要望を当局宛に別途行っています。)

他方、貴庁の所管される「貸金業法」においては、貸金業とは、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。)で業として行うものをいう。」(貸金業法§2)として、国又は地方公共団体等の一部の貸付主体によるものを除外する他は、一律にその規制の対象としています(貸金業法§2ただし書き、同法施行令§1の2)。公益社団法人及び公益財団法人による貸付金についても、それが収益を目的として行うものでない限り適用除外にならないこととなっています(同施行令§1の2ニイ)。

しかしながら上記のような特例民法法人が現在行っている奨学金貸付事業等を、一般法人に移行後継続して行おうとする場合においては、一般法人がその適用除外の対象となっていないことから、貸金業法の適用を機械的に受けることとなります。その結果、その法人は、貸金業法の登録・届出や各種の報告書の提出さらには貸金業務取扱主任者の設置等の負担を強いられることとなります。このこ

とは、同じ公益目的事業とみなしうる奨学金等の貸付事業等であっても、その実施主体の法的地位が異なることのみでもってその扱いにおいて一方は過重な負担を負うことになるものであり、一般法人の当該事業の継続的な実施が困難となるとともに、その事業意欲を削ぐものとなるといえましょう。また奨学金の貸与事業は、借入れ対象は学生であり、これにより多重債務者となることもないこと、貸付金は原則無利息であって、過重な利息負担に悩むことはないこと、給付と異なり、奨学生の貸付金の返済については、返済の努力をすることにより、本人の受けた恩恵が次世代の学生に受け継がれるという教育的な効果も指摘されていること、貸付金に係る紛争や苦情の処理のための人や機関も必要としないこと等を考慮すると、そもそも貸金業法の対象とすることに基本的に馴染まないものといえましょう。

そこで、このような奨学金等の貸付事業等を行う一般法人に対しても、貸金業法の適用除外を強く要望するとともに、その結果としてすべての特例民法法人が移行申請期限である平成25年11月末までにスムーズな移行が図れるような土台づくりを切望するものです。

なお付言すれば、貸付金に係るこのような事情は、返済努力が国民の向上意欲を増進させることが諸外国で立証されているマイクロ・ファイナンスや、新しい産業や地域の振興を図るための実験的・社会的な企業創造資金の貸出しにも共通するものであり、一般法人等がこのような事業を行う場合には、併せて貸金業法の対象外とするよう検討を希望するものです。

以上